

議案第 23 号

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正し
ようとする。

平成24年 3 月 5 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成元年 3 月天理市条例
第11号）の一部を次のように改正する。

別表市税等の賦課徴収手当の項を削り、同表滞納整理手当の項中「1,000円」
を「500円」に改め、同表用地交渉手当の項を削り、同表行旅死亡人取扱手当
の項中「7,500円」を「5,000円」に改め、同表年末・年始勤務手当の項中
「した職員」を「した天理市環境クリーンセンター又は天理市立病院に勤務す
る職員」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。